

民 法

(問 題)

2025 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～3頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、問題番号を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子・下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 1 (90 点)

<事実>

1. 1980 年 4 月 1 日、A は、所有する甲土地を B に無償で貸した。B は、甲土地の上に乙建物を建築し、1981 年 2 月 1 日より乙建物での居住を開始するとともに、以後、甲土地の固定資産税を支払ってきた。
2. 2001 年 3 月 1 日、B は死亡した。B に配偶者や子はなく、B の両親はすでに死亡していた。C は、B の妹であり、B の唯一の兄弟姉妹である。C は、B の生前、「甲土地は A が B にくれた」と B から聞かされており、乙建物とともに甲土地も B から相続したと信じていた。
3. 2002 年 5 月 1 日、C は、乙建物を取り壊して丙建物を新築し、丙建物に入居した。C は、それ以降、丙建物に継続して居住するとともに、甲土地の固定資産税を支払ってきた。A は、この間、C のこれらの行動に異議を唱えなかった。
4. 2024 年 7 月 1 日、A は、甲土地を D に 1,000 万円で売却し、D への所有権移転登記を行った。D は、2005 年 6 月から甲土地の隣地に居住していたが、C とは不仲だった。
5. 2024 年 8 月 1 日、D は、C に対し、甲土地を時価の約 2 倍である 3,000 万円で買い取るように迫ったが、C はこれを拒んだ。そこで、D は、C に対し、丙建物の収去と甲土地の明渡しを求めた。

以上の<事実> 1～5 を前提として、次の〔設問 1〕に解答しなさい。

〔設問 1〕(60 点)

D の C に対する建物収去土地明渡請求は認められるか。現時点を 2024 年 8 月 1 日として論じなさい。

<事実>

6. C は、丙建物の収去と甲土地の明渡しに応じなかった。そこで、D は、E との間で甲土地の売却の交渉を行った。E は、新たにこの町に引っ越してきた者であり、C が丙建物に長年居住してきたことを知らなかった。
7. D は、E に対し、「C は甲土地を不法占有しており、C は明渡請求に応じざるを得ない」と説明し、E はこの説明を信じた。2024 年 9 月 1 日、D は、甲土地を E に 1,000 万円で売却し、E への所有権移転登記を行った。

以上の<事実> 1～7 を前提として、次の〔設問 2〕に解答しなさい。

〔設問 2〕(30 点)

E は、C に対し、丙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めた。E のこの請求は認められるか。現時点を 2024 年 9 月 1 日として論じなさい。

問題2（90点）

Aは、2022年5月20日、Bに対し、弁済期を2024年5月20日として3,000万円を貸し渡した。これによりAがBに対し取得した債権を甲債権とする。A・B間においては、この貸渡しの際、甲債権について譲渡を禁じる旨の合意がされた。それにもかかわらず、Aは、2024年6月3日、甲債権をCに譲渡し、その旨の内容証明郵便がAからBに宛て送付され、同月4日にBに到達した。

〔設問1〕（45点）

Cが、Aから甲債権の譲渡を受ける際、A・B間の譲渡を禁ずる旨の合意につき知らず、このことについて重大な過失がなかった場合において、Bが、2024年5月20日、Aに対し甲債権の一部として1,800万円を弁済していたときに、Cは、Bに対し、甲債権の履行として3,000万円の支払を請求することができるか。Bは、Cの履行の請求に対し、どのような反論をすることができるか。

〔設問2〕（45点）

Cが、Aから甲債権の譲渡を受ける際、A・B間の譲渡を禁ずる旨の合意につきAから知らされていた場合において、Bが、2024年6月6日、Aに対し、甲債権の一部として1,800万円を弁済したときに、Cは、Bに対し、甲債権の履行として3,000万円の支払を請求することができるか。Bは、Cの履行の請求に対し、どのような反論をすることができるか。

〔以下余白〕